

みのおのおいたち その24

豊川地区 (六)

厳しい自然条件にもめげず、むしろ自然と調和しながら発展してきた豊川地区は、一六世紀の終わりごろになって、粟生と小野原の二つの村になりました。それは、戦国の乱世を統一した豊臣秀吉が、全国支配の体制と新しい社会をつくるために設置した行政上の村でした。古代からの粟生村と外院庄の地区を再編成して、新たに二つの村が設置されたもので、これを「村切」と言います。

こうして誕生した粟生村と小野原村は、徳川幕府が滅びた慶応四年(明治元年)までのおよそ二世紀半にわたり、領主の支配と社会を構成する単位にされましたが、その間の領主の変遷

は下の表のとおりです。そして、明治四年七月の明治新政府による廢藩置縣で、粟生村は高槻県、小野原村は兵庫縣に属しましたが、まもなく同年一月からはともに大阪府管内となりました。次いで明治二年四月一日に

人々が古くから求め続けた水への願望が込められていたのでした。う。それにしても、江戸時代以降の粟生・小野原地域は、良質の酒造米の産地になっていました。とりわけ粟生地域の米は「粟生米」の名で高く評価されていま

と発展していききました。また『粟生村誌』によると、近隣の池田や茨木の市場へは「西瓜五百個、真瓜千五百個、李八百籠、枇杷五百籠」を出荷してました。これらの産物から、この地域が水不足の土地柄だったことがわかります。



(上)「村誌」(下)「豊川支所」

は、町村制の施行によって宿久庄、清水、道祖本の三方村と合併した「豊川村」が発足しました。この新しい村を北から南へ向かって流れている勝尾寺川に、豊かな実りと村の繁栄を託して命名された村名は、この地域の

した。例えば、明治一三年の『村誌』によると「酒造配米千二百石」、同一五年の小野原村も七五四石の酒米を、それぞれ灘や伊丹地方へ送り出しています。このように中世社会では摂津

そして、昭和二二年五月三日、日本国憲法と同じ日に施行された「地方自治法」に沿って行われた全国市町村の再編成、つまり町村合併促進法により、昭和三年一月一日に豊能郡箕面町と三島郡豊川村が合併して、箕面市が誕生し、豊川村もその

領主の変遷

年次	粟生村	小野原村
はじめ	大和・小泉藩片桐氏	幕府領
慶和元(1601)	幕府領	旗本、佐々木氏
元和元(1615)	高槻藩土岐氏	京都所司代、板倉氏後知
元和2	幕府領	仙洞(皇室)領
元和3		旗本、佐々木氏
元和4		武蔵忍藩阿部氏
元和5		幕府領
元和6		一ツ橋家
元和7		
寛永10(1633)	播磨竜野藩岡部氏	
寛永11		
寛永13	高槻藩永井氏	
天和3(1683)		
元禄6(1693)		
文政6(1823)		
文政7		

一部となりました。また、地域住民の利便を図るために、豊川支所も設置されました。そのため、豊川村は発展的に解村しましたが、同年一月二日には東部の宿久庄、清水、道祖本、粟生若阪の四大字と、粟生間谷のうち川合などが茨木市へ編入されました。しかし、翌年四月一日には川合が再度箕面市へ編入されました。これは地域住民の意志が尊重されたものでした。(豊川地区は今回で終わります。次号では二年にわたって連載してきた「みのおのおいたち」のまとめを掲載します)